

事務連絡
令和3年7月21日

各市区町村 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中
（参考：各都道府県 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中）

内閣官房副長官補室
外務省領事局政策課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

外務省海外安全ホームページにおける接種証明書利用可能国の掲載について

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチン接種証明書（以下「証明書」）を入国の際に提示することにより防疫措置が免除又は緩和される国・地域について、令和3年7月21日時点で実際に免除・緩和されることが確認された国・地域は、以下のとおりとなっておりますので、御案内いたします。実際に適用される免除・緩和措置は外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>）を御確認ください。

証明書の提示により防疫措置の免除・緩和が認められる対象国・地域については、当分の間、随時御案内する予定ですが、各自治体におかれても、上記外務省海外安全ホームページを随時御確認いただくとともに、住民への周知についても御配慮いただきますようお願いいたします。

●入国時等において接種証明書が利用可能な国（令和3年7月21日時点）

イタリア・オーストリア・トルコ・ブルガリア・ポーランド

※ 韓国については、接種証明書は、隔離免除書発行に必要な書類のうちのひとつである「予防接種証明書」として認められます。

【留意事項】

- 1 上記以外の国・地域については現在確認中であり、確認ができ次第随時、同外務省ホームページで公表いたします。
- 2 世界各国において、現時点でどのような入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置がとられているかについては、以下の外務省海外安全ホームページを御参照ください。証明書の提示によって一部の防疫措置が緩和される場合であっても、その他の制限は引き続き適用される場合があります。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

- 3 日本入国に際しては、証明書の有無にかかわらず、水際対策に係る各種防疫措置の対象となり、引き続き検査証明書の提示や入国後の自宅待機等が求められます。詳細については、以下の厚労省ホームページを御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

連絡先

内閣官房副長官補室（コロナワクチン接種証明担当）

船木・眞弓・鶴野・三宅・大石

メールアドレス：vaccinercert.t9j@cas.go.jp

【参考】

証明書提示により防疫措置の緩和が確認された国及び緩和措置の概要

(令和3年7月21日時点)

国・地域名	接種証明書の提示により免除・緩和される措置
イタリア	入国時の陰性証明の提示、入国後10日間の自己隔離及び自己隔離後の再検査を免除
オーストリア	入国時の陰性証明の提示を免除
トルコ	入国時の陰性証明の提示を免除
ブルガリア	入国時の陰性証明又は回復証明の提示を免除
ポーランド	入国後10日間の自己隔離を免除

※ 韓国については、駐日韓国大使館にて発行される隔離免除書の申請に必要な書類のうちのひとつである「予防接種証明書」として認められます。2021年7月1日から、韓国国外でのワクチン接種完了者で、①重要な事業上の目的、②学術・公益目的、③人道目的、の隔離免除書を発行された者に対しては、14日間の隔離が免除されます。

(注) 上記緩和措置についてはあくまで御参考であり、今後変更の可能性があります。

正確な情報については外務省ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>) を御確認ください。